

## 令和7年度 赤磐市学校施設LED化に向けた整備手法検討業務 仕様書

本仕様書は、赤磐市教育委員会（以下「本市」という。）が行う「令和7年度 赤磐市学校施設LED化に向けた整備手法検討業務」（以下「本業務」という。）の内容、方法について定めるものである。

### 1 委託名

令和7年度 赤磐市学校施設LED化に向けた整備手法検討業務

### 2 目的

「赤磐市地球温暖化対策実行計画」の推進及び電気料金の低減を図るため、学校施設における既設照明器具のLED化を検討するに際し、2027年には蛍光灯の製造中止が決定されたことから、照明器具のLED化を早急に実施することが求められている。

本業務は、本市学校施設の照明器具のLED化の実施に先立ち、業務対象施設の既設照明器具の現況調査を行い、LED化対象の既設照明器具の数量を取りまとめるとともに、本市の財政負担の削減と円滑な事業実施を目的として、学校施設における既設照明器具のLED化を推進する事業手法及び事業スキーム等について検討を行うことを目的としている。

### 3 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

### 4 業務内容

次の業務の項目ごとに最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案をもとに協議の上、決定するものとする。

#### （1）計画準備

本業務を遂行するにあたり、実施体制、仕様書に基づく作業内容・役割分担、具体的なスケジュールなどを盛り込んだ業務計画書を作成し、発注者の承認を得る。

#### （2）現地調査

本市では、LED化に向けた整備の設置可能学校施設として19施設（別紙対象施設一覧のとおり）を対象としている。

業務対象施設に設置されている対象照明器具について、目視等により、その種類、数量等を把握すること。照明器具が著しく劣化している場合は、その劣化状況や該当箇所がわかるように写真等で記録すること。また、高所や危険な場所に設置されている対象照明器具については、十分安全に留意し、安全な場面から目視で調査を行うこと。

#### （3）既設照明台帳の作成

現地調査の結果から施設毎に既設照明器具台帳を作成すること。記載内容の詳細は発注者との協議によるものとする。また、既設照明器具台帳をもとに、すべての業務対象施設における既設照明器具の数量等を集計すること。

#### （4）LED化概算事業費の算定

既設照明器具のLED化を実施する際の概算事業費を算定すること。また、概算事業費には、設計

費、交換工事費、撤去処分費等を含めること。

(5) LED化効果の試算

本市の学校施設における既設照明器具LED照明を導入した際の電気使用量、電気料金及びCO2排出量の削減効果を試算すること。

(6) 事業手法の検討

民間活力活用の観点から導入が想定される事業手法（リース方式、DB、PFI等）の抽出や国庫補助金等を活用した従来型公共事業等の検討を行い、メリット・デメリットを明確にしながら、想定されるリスクの抽出を行い、比較検討を行うこと。

(7) 民間意向調査

既設照明器具のLED化における民間事業者の参入意向等について、各種民間事業者にヒアリング調査を行い、参入意向、参入条件、希望する事業手法等の調査を行うこと。

(8) 事業計画等の検討

既設照明器具のLED化における官民の役割分担、事業期間、事業対象区分等について、本事業の特性を把握した上で、LED化効果の試算も加味し、最も適切な事業計画について検討を行うこと。

(9) 経済性の検討

既設照明器具のLED化を従来型公共事業で実施した場合の事業費を算定するとともに、想定した事業計画に基づく事業方式での事業費の算定を行い、財政負担の削減等の経済性の検討を行うこと。

(10) 総合評価

経済性の検討結果等を踏まえて、民間活力を導入した事業方式を採用して、既設照明器具のLED化を実施することが適当かどうか、定量面及び定性面から総合評価すること。

(11) 事業スケジュール（案）の検討

既設照明器具のLED化における事業スケジュール（案）を検討すること。

(12) 報告書の作成

本業務において調査・検討した結果を取りまとめ、技術的専門用語等については、わかりやすいよう説明文やコラム等を活用した業務報告書を作成すること。

(13) 打合せ協議

本業務における打合せは、初回、中間、納品時の3回を基本とするが、必要に応じて適宜実施する。打合せ協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受注者がとりまとめ、発注者及び受注者が確認の上、双方が保管するものとする。

(14) 成果品

本業務の成果品を以下のとおりとする。

- ・業務報告書 2部（A4版ファイル製本）
- ・上記電子データ 1式

※電子データの形式は、本市と協議の上、決定することとし、必ずウイルスチェックを行うこと。

と。

## 5 その他

- (1) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打合せを行い、誠意をもって本業務を遂行するものとする。
- (2) 受注者は、個人情報保護法を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 受注者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議の上、貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。